

附属書二（第三章関係） 品目別規則

第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の產品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) 關稅分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件は、非原產材料についてのみ適用する。
- (c) この附属書において重量というときは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (d) 次の定義を適用する。
 - (i) 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - (ii) 「類」とは、統一システムの類をいう。
 - (iii) 「項」とは、統一システムの關稅分類番号の最初の四桁をいう。

(iv) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(v) 「QVC四〇」とは、第二十八条4に定める計算式を用いて算定する產品の原産資格割合が四十ペーセント以上であり、かつ、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。

(vi) 「C C」とは、特定の類、項又は号の產品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、產品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号の水準における関税分類の変更（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(vii) 「CTH」とは、特定の類、項又は号の產品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、產品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番号の水準における関税分類の変更（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(viii) 「CTS H」とは、特定の類、項又は号の產品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、產品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁番号の水準における関税分類の変更（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(ix) 「WO」とは、第二十八条2の規定に従い、產品が締約国において完全に得られ、又は生産される

ことをいう。

(e) この附属書における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システム（以下この附属書において「二千十七年の統一システム」という。）に従つたものである。

(f) 第三十条に規定する特定の割合であつて、产品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第一九類から第二四類までの各類に規定する产品については、当該产品の価額の七ペーセント

(ii) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する产品については、当該产品の価額の十ペーセント

(iii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する产品については、当該产品の重量の十ペーセント

注釈1 「非原産材料の価額」とは、第二十八条6の規定に従つて決定される価額をいう。

注釈2 「当該产品的価額」とは、第二十八条4(b)に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する

価額をいう。

(g)

千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品であつて、締約国において他の產品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原產材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品がいづれかの締約国において組み立てられる場合（当該產品が第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される場合を除く。）に限る。

第二節 品目別規則

統一システムに基づく分類 (二千十七年の統一システム)	品目別規則
第一類	第一部

○一・○一・○一・○六

CC

第一類

○二・○一・○一・一〇

CC（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類

注釈 第〇三〇六・一六号、第〇三〇六・一七号、第〇三〇六・三五号、第〇三〇六・三六号及び第〇三〇六・九五号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料及び東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三

国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

○三〇一・一一〇三〇六・一五	○三〇六・一六一〇三〇六・一七	○三〇六・一九一〇三〇六・三四	○三〇六・三五一〇三〇六・三六	○三〇六・三九一〇三〇六・九四	○三〇六・三九一〇三〇六・九五
1 C C (ただし、第三類の非原産材料は、当該非原産材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国に属しない海から得られることを条件として、使用することができる。) (くん製したシユリンプ及びくん製したプローンに限る。) 2 C C (その他のもの)	1 C C (ただし、第三類の非原産材料は、当該非原産材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国に属しない海から得られることを条件として、使用することができる。) (くん製したシユリンプ及びくん製したプローンに限る。) 2 C C (その他のもの)	C C	C C	C C	C C

第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国に領海に属しない海から得られることを条件として、使用することができる。) (く
ん製したシユリンプ及びくん製したプローンに限る。)
2
C C (その他のもの)

○三〇六・九九一〇三〇八・九〇

C C

第四類

○四・○一一〇四・○三

C C

○四・○四

C T H

○四・○五

C C

○四・○六

C T H

○四・○七一〇四・一〇

C C

第五類

○五・○一一〇五・一一

C C

第二部

第六類

○六・○一・○六・○四
C T S H

第七類

注釈 第〇七一〇・二二二号及び第〇七一〇・二九号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

				○七〇一・一〇一〇七一〇・二二
				○七一〇・一三一〇七一〇・二九
				○七一〇・三〇一〇七一四・九〇
				○八・〇一一〇八・一四
				○九・〇一
				○九・〇三
				○九〇四・一二
C T S H	C C	C T H	C C	C C
				CTH（第〇七・〇八項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。）

第九類

第八類

○九〇四・二一ー〇九〇六・一九	○九〇六・二〇	○九〇七・一〇一〇九一〇・三〇	○九一〇・九一	○九一〇・九九	一〇・〇一ー一〇・〇八	第一〇類	第一一類	一一〇六・一〇	一一・〇五	一一・〇一ー一・〇四	C C
C C	C C (第七類の材料からの変更を除く。)	C C	C C	C C	C C	2 1 C C C T S H (カレーに限る。) (其他のもの)		C C	C C	C T S H	C C

一一〇六・一〇

一一〇六・三〇

一一・〇七・一一・〇九

CC

CC (第七類の材料からの変更を除く。)

CC (第八類の材料からの変更を除く。)

第一二類

一二・〇一・一・二・一四

CC

第一三類

一三・〇一・一・三・〇一

CC

第一四類

一四・〇一・一・四・〇四

CC

第三部

第一五類

一五〇一・一〇一一五一五・五〇				C C
一五一五・九〇				1 C C (第一〇類、第一一類又は第二三二類の材料からの変更を除く。) (米油及びその 分別物に限る。) 2 C C (その他のもの)
一五・一六一一五・一八			C C	
一五・一〇		C T H		
一五・二二一一五・二三	C C			

第四部

第一六類

注釈1 第一六〇四・一四号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿（以下この協定において「I O T Cの登録簿」という。）への登録により漁獲することを認められた漁船によつて得られる非原産

材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

注釈2 第一六〇四・一三号、第一六〇四・一五号、第一六〇四・二〇号、第一六〇五・二一号及び第一六〇五・二九号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料及び東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一六〇四・三一一六〇五・一〇	一六〇四・一六一六〇四・一九	一六〇四・一五	一六〇四・一二	一六〇四・一三
C C（第三類の材料からの変更を除く。）	C C（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）	C C（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTC登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。）	C C（第三類の材料からの変更を除く。）	C C
C C（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）	C C（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）	C C（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）	C C（第三類の材料からの変更を除く。）	C C

第一七類

					一六〇五・二二一・一六〇五・二九
					C C (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合より当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)
					C C (第三類の材料からの変更を除く。)
					C C (第一二類の材料からの変更を除く。)
					C C (第四類の材料からの変更を除く。)
					C C
					C C (第一一類の材料からの変更を除く。)
					C C (第一二類の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	C C	C C	C C	C C	一七・〇一
一七・〇三					一七〇一・一一一・七〇一・一九
一七・〇二					一七〇一・一一〇・一七〇二・四〇
					一七〇一・五〇
					一七〇一・六〇一・一七〇二・九〇

第一八類

注釈 第一八〇三・二〇号及び第一八・〇五項の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一八・〇一—一八・〇二	CC
一八〇三・一〇	C T H (非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆の重量が產品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。)
一八〇三・二〇	C T H (非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、產品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。)

一八・〇四	C T H				
一八・〇五					
一八〇六・一〇—一八〇六・二〇					
一八〇六・三一	C C	C T S H			
一八〇六・三二					
一八〇六・九〇	C T S H				

第一九類

注釈 第一九〇五・九〇号の適用上、

- (a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。
- (i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産され、產品の生産に使用される非原産材料は、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

一九〇一・一〇	CC
一九〇一・二〇	CTSH
一九〇一・九〇一・一九〇二・四〇	CC
一九・〇三	CC（第一一類の材料からの変更を除く。）
一九〇四・一〇一・一九〇五・四〇	CC
一九〇五・九〇	¹ CC（第一一・〇五項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。）（主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたものに限る。）

第二〇類

注釈 第二〇〇一・一〇号から第二〇〇五・六〇号までの各号、第二〇〇五・八〇号から第二〇〇七・一〇号までの各号、第二〇〇八・一一号、第二〇〇八・一九号、第二〇〇八・四〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇九・六一号、第二〇〇九・六九号、第二〇〇九・八一号及び第二〇〇九・八九号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外

の作業が行われていない場合に限る。

- (b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産され、產品の生産に使用される非原產材料は、いづれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

一一〇〇一・一〇	CC (第七類の非原產材料を使用する場合には、当該非原產材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
一一〇〇一・九〇	CC (第七類又は第八類の非原產材料を使用する場合には、当該非原產材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
一一〇〇一・一〇一・一一〇〇四・一〇	CC (第七類の非原產材料を使用する場合には、当該非原產材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
一一〇〇四・九〇	CC (第七類又は第一一類の非原產材料を使用する場合には、当該非原產材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
一一〇〇五・一〇一・一一〇〇五・二〇	CC (第七類の非原產材料を使用する場合には、当該非原產材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生

			産される場合に限る。)
二〇〇五・四〇			
二〇〇五・五一—一〇〇五・六〇		CC (第七類又は第一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)	
二〇〇五・七〇		CC (第七類の材料からの変更を除く。)	
二〇〇五・八〇—一〇〇五・九九		CC (第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)	
二〇・〇六		CC (第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)	
二〇〇七・一〇		CC (第八類の材料からの変更を除く。)	
二〇〇七・九一	CC (第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)	CC (第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)	

二〇〇八・一 九	二〇〇八・一 九	二〇〇八・一 〇一・一〇〇八・三〇	二〇〇八・四〇一・一〇〇八・九一	二〇〇八・九三一・一〇〇八・九九	二〇〇九・一一一〇〇九・四九	二〇〇九・五〇
二〇〇九・七一 一一〇〇九・七九	CC（第八類の材料からの変更を除く。）	CC（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）	CC（第八類の材料からの変更を除く。）	CC（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）	CC（第八類の材料からの変更を除く。）	CC（第八類の材料からの変更を除く。）

第二二類

					二〇〇九・八一一二〇〇九・八九	CC (第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇九・九〇					CC (第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)	
二二〇一・一				CC	CC	
二二〇一・一二一				CC 又は QVC 四〇	CC	
二二〇一・三〇				1 CC (第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。) 2 CC (裸麦のティーバッグであつて小売用にしたものに限る。) CC (その他のもの)	CC CC CC	
二二〇一・一〇一二一〇三・一〇			CTH			
二二〇三・一〇				CC (第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)	CC	
二二〇三・三〇					CC	
二二〇三・九〇					CTH	
二二〇四・一〇一二一〇六・一〇	CC	CTH	CC			

第二三二類

		二一〇六・九〇	Q V C 四〇
		二二〇一・一〇一・二二〇二・一〇	C C
		二二〇一・九一・一一一〇一・九九	Q V C 四〇
		二二〇三・〇〇一・二二〇四・二九	C C
		二二〇四・三〇一・一一一〇六・〇〇	C C (第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)
		二一・〇七	C C
		二二〇八・一二〇一・一一一〇八・六〇	C T H (第二三一・〇七項の材料からの変更を除く。)
		二二〇八・七〇	Q V C 四〇
3 C T H	2 C C	1 C T H 及び Q V C 四〇 (合成清酒又は料理用酒 (みりん) に限る。 (第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。) (果汁をもととした飲料で あつて、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。) (第二三一・〇七項の材料からの変更を除く。) (その他のもの)	
三二〇八・九〇			

二三一・〇九

C T H

第二三三類

二三・〇一

C C

二三・〇二

C T H

二三・〇三

C C

二三・〇四一—二三・〇八

Q V C 四〇

第二三四類

二四〇一・一〇—二四〇一・一〇

二四〇一・三〇

C T S H

二四・〇一—二四・〇三

C T H

二四・〇一—二四・〇三	二四・〇一・三〇	二四〇一・一〇—二四〇一・一〇	二四〇一・一〇—二四〇一・一〇	二三・〇九
-------------	----------	-----------------	-----------------	-------

第五部

第二五類

二六・〇一—二六・一七	C C					
二五・一三	C C	C T H	C T S H 又は Q V C 四〇	C C	C T S H	C C
二五・二四一—二五・三〇			C T S H 又は Q V C 四〇			
二五・二三			二五二三・一〇			
二五・二一			二五三三・一〇			
二五一〇・二〇			二五一〇・一〇			
二五〇一・〇〇一—五二〇・一〇						

第二六類

第二七類

注釈 この類の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的工程を含む。）をいい、次のものを含まない。

- (a) 水その他の溶媒への溶解
- (b) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
- (c) 結晶水の追加又は除去

二七・〇一一二七・〇三	CC	
二七・〇四一二七・〇八	C T H又は C T H又は 化 学 反 応 が い ず れ か の 締 約 国 に お い て 行 わ れ る こ と。	
二七・〇九	CC	
二七一〇一二一二七一〇一二〇	CTH又は	

化学反応がいずれかの締約国において行われること。

二七一〇・九一一二七一〇・九九	WO
二七一一・一一	CC
二七一一・一二一二七一一・一九	CTH又は 化学反応がいずれかの締約国において行われること。
二七一一・三二	CC
二七一一・一九一一七一五・〇〇	CTH又は 化学反応がいずれかの締約国において行われること。

第六部

注釈 第二八類から第三八類までの各類の適用上、

- (a) 「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的工程を含む。）をいい、次のものを含まない。

水その他の溶媒への溶解

溶媒（溶媒水を含む。）の除去

結晶水の追加又は除去

(b)

「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ii) (i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

一又は二以上の次の応用に直接適する產品をもたらす工程

医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

特殊光学的用途

生物工学的用途

分離工程に用いる支持体

(GG) (FF) (EE) (DD) (CC) (BB) (AA)

原子力等級用途

(c)

「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)

「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)

微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の

改变

(ii)

細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類

二八〇一・一〇一二八〇四・五〇

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ
れること。

二八〇四・六一

C T S H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ
れること。

二八〇四・六九一二八〇九・一〇

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ
れること。

—

				二八〇九・二〇 C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
二八一〇・〇〇一・二八一三・一〇 C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	二八一三・九〇 C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	二八一四一二八・四三 C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	二八一四一二八・五〇 C T S H C C	二八四四・二〇一・二八四四・五〇 C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
二八・四五一二八・五三 C T H、 Q V C 四〇又は				

第二九類

二九〇一・一〇一二九〇五・四二	二九〇五・四三一二九〇五・四五	二九〇五・四九一二九〇五・五九	二九〇六・一一	二九〇六・一一	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
二九〇一	二九〇六・一二一二九一〇・九〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C C (第三三・〇一項の材料からの変更を除く。)	C T S H	C S T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

二九・一九	二九一八・一六一二九一八・九九	二九一八・一四一二九一八・一五	二九一四・一一一二九一八・一三	二九・一三
C T H、	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 されること。	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ れること。	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ れること。	Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ れること。

二九一〇・一一一二九一二三・四一					QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
二九二三・四二			C T S H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。		
二九二三・四三一二九一三・一〇			C T S H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。		
二九二三・二〇		C T S H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。			
二九一三・三〇一二九一二四・一四		C T S H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。			
二九一四・二五一二九一二四・二九		C T S H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。			
二九一四・二五一二九一二四・二六	C T S H、 QVC四〇又は	C T S H、 QVC四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。			

二九・三一	二九・二九一・二九・三〇	二九・三一	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ れること。	化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ れること。
二九・三五	二九・三二一・二九・三四	二九・三一	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ れること。	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ れること。

					二九・三六
二九・四一・一・二九・四二	二九・四〇	二九三九・八〇	二九三九・一一一・二九三九・七九	二九三八・九〇	二九三七・一一一・二九三八・一〇
C T H、 Q V C 四〇又は	C T H	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 异性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ ること。	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 异性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ ること。	C T H	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 异性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ ること。

第三〇類

			三〇〇一・一〇一三〇〇一・一九
			三〇〇一・一〇一三〇〇一・一〇
三〇・〇三	C C、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

三〇・〇四

C T H (第三〇・〇二項の材料からの変更及び他の項の材料を投与量によることによる
変更を除く。)

三〇〇五・一〇・三〇〇六・一〇

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行わ
れること。

三〇〇六・三〇

C T H (他の項の材料を投与量によることによる変更を除く。)

三〇〇六・四〇

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行わ
れること。

三〇〇六・五〇

C T H

三〇〇六・六〇・三〇〇六・九一

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行わ
れること。

三〇〇六・九二

W O

第三一類

			第三二類
三一〇一・一〇・三一〇一・一〇	三一〇一・九〇	三一〇一・一〇	三一〇一・一〇
C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T H又はQ V C 四〇	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
三一〇一・一〇	三一〇一・九〇	三一〇一・一〇	三一〇一・一〇

			三一〇一・九〇	
三一・〇五一三一・一五	三一〇四・一九〇	三一〇四・一〇	三一〇三・〇〇一三一〇四・一七	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
三一・〇五一三一・一五	三一〇四・九〇	三一〇四・一〇	三一〇四・一九	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
Q V C 四〇又は C T H、	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	

化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

第三三類

三三〇一・一二一三三〇一・三〇	C T H	
三三〇一・九〇	C T S H	
三三〇一・一〇一三三〇六・一〇	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ れること。	
三三〇六・一〇	C T H (第五四類の材料からの変更を除く。)	
三三〇六・九〇一三三〇七・九〇	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ れること。	

第三四類

				三四・〇一	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
				三四・〇二	C T S H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
				三四・〇三—三四・〇七	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
				三四・〇一—三四・一〇	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
				三四・〇一・一〇	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
				三四・〇一・九〇	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
				三五〇一—一—三五〇一—一九	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
				三五〇一・一〇	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
				三五〇一・九〇	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
				三五〇一・一〇	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。
C T H	C C（第四類の材料からの変更を除く。）	C T S H	C T H	第三五類	
三五〇一・一〇					

三七・〇一 三七・〇一—三七・〇七	C T H、 C C	三六・〇一—三六・〇六 C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	三五・〇六—三五・〇七 C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C C
第三七類		第三六類		

第三八類

三八〇六・一〇一三八〇六・二〇			三八・〇一	
C T S H、	1 C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行われること。 2 C T H又はQ V C 四〇（その他のもの）	Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ れること。	三八〇五・一〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ れること。

Q V C 四〇又は
化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいざれかの締約国において行わ
れること。

三八〇六・三〇	C T S H	Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	三八〇六・九〇	C T S H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	三八〇六・九〇
三八・〇七一三八・〇八	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	三八・〇九・一〇	C T H	三八〇九・九一一三八二二一・〇〇	三八・〇九・一〇
三八二四・一〇一三八二四・五〇	C T S H C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	三八・二三			

化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

三八二四・六〇

C T H

三八二四・七一一三八二四・九九

C T H、
Q V C 四〇又は

化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

三八・二五

W O

三八・二六

C T H、
Q V C 四〇又は
化学反応、精製、
異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

第七部

注釈 第三九類及び第四〇類の適用上、

(a)

「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的工

程を含む。）をいい、次のものを含まない。

(i) 水その他の溶媒への溶解

(ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii) 結晶水の追加又は除去

(b)

「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する產品をもたらす工程

(AA) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(BB) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(CC) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(DD) 特殊光学的用途

(EE) 生物工学的用途

(FF) 分離工程に用いる支持体

(GG) 原子力等級用途

(c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の

改変

(ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第三九類

三九・一五 三九・一六一三九・二二六	W O	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、 異性体分離若しくは生物工学的工程がいずれかの締約国において行われること。
-----------------------	-----	--

第四〇類

四〇一二・一一一四〇一二・一九			四〇〇一・一〇		C C
C T S H、	Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	W O	C T H、 Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。	C C	Q V C 四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行われること。

四一・〇七	四一・〇六	四一・〇五	四一・〇四	四一・〇一—四一・〇三	C C
C T H（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）	C T H（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）	C T H（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）	C T H（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）	C T H、 Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ れること。	CC
四〇一二・九〇—四〇一七・〇〇	四〇一二・一〇	四〇一二・一〇	四〇一二・一〇	Q V C四〇又は 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程がいづれかの締約国において行わ れること。	
第八部	第四一類				

四一・一二

C T H (第四一・〇一項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。)

四一・一三

C T H (第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。)

四一・一四

C T H (第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の材料からの変更を除く。)

四一・一五

C T H

第四二類

四二・〇一—四二一・〇六

C C

第四三類

四三・〇一

C T H

四三・〇二

C T H (第四三・〇一項の材料からの変更を除く。)

四三・〇三

C T H (第四三・〇一項の材料からの変更を除く。)

四三・〇四

C T H

第九部

第四四類

四四・○一—四四・一一	C T H
四四・一二	C T H 及び Q V C 四〇
四四・一三—四四・二二	C T H

第四五類

四五・○一—四五・〇四	C T H 又は Q V C 四〇
-------------	-------------------

第四六類

四六〇一・二一—四六〇一・二三	C C
四六〇一・二九	2 1 C C C C (第一四類の材料からの変更を除く。 (その他もの)
四六〇一・九二—四六〇一・九三	C C

第一〇部

第四七類

四六〇一・九四	2 1 C C (第一四類の材料からの変更を除く。) (いぐさ製品に限る。)
四六〇一・九九	C C
四六・〇二	C T H

四七・〇一—四七・〇六	C T H又はQ V C四〇
四七・〇七	W O

第四八類

四八・〇一—四八・〇六	C T H
四八〇七・〇〇—四八〇八・一〇	C T H又はQ V C四〇
四八〇八・四〇	
1 C T H (第四八・〇四項の材料からの変更を除く。) (重袋用クラフト紙に限る。)	

2 CTH (第四八・〇五項の材料からの変更を除く。) (その他のクラフト紙)

四八〇八・九〇

CTH (第四八・〇六項の材料からの変更を除く。)

四八・〇九一四八・一四

CTH又はQVC四〇

四八・一六

CTH (第四八・〇九項の材料からの変更を除く。)

四八・一七

CTH又はQVC四〇

四八・一八

CTH (第四八・〇三項の材料からの変更を除く。)

四八・一九一四八・二三

CTH又はQVC四〇

第四九類

四九・〇一一四九・一一

CC

第一部

注釈 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程について
は、二以上の次の作業を伴わなければならぬ。

(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
防しわ加工	圧縮収縮仕上げ	カレンダ仕上げ	拔蝕 <small>しゃく</small> 加工、オパール加工	バフ加工	ブラッシング	漂白	しわ加工	帶電防止加工、制電加工	抗ピル加工	防蚊加工	防融加工	抗菌防臭加工

蒸じゅう、デカタイジング

消臭加工

イージーケア加工

エンボス加工

エメリ加工

難燃加工

植毛、フロック加工、
電着加工

発泡なせん

液体アンモニア加工

マーセライズ加工

制菌加工

縮じゅう

(26) モアレ仕上げ

(25)

(24)

(23)

(22)

(21)

(20)

(19)

(18)

(17)

(16)

(15)

(14)

(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	透湿防水加工
ストレッチ加工	ソイルガード加工（SG加工）	ソイルリリース加工（SR加工）	防縮加工	せん毛、シャーリング	シユライナ加工	リップル加工	リラックス処理	芳香加工	減量加工	オーガンジ加工	はつ油加工		

五〇・〇六	五〇・〇五	五〇・〇一～五〇・〇四	第五〇類	(48) 針布起毛 (47) 防風加工 (46) ウエット・デカタイジング (45) はつ水加工 (44) 防水加工 (43) 吸水加工 (42) ウオッシュ・アンド・ウェア加工 (W&W加工) (41) UVカット加工 (40) 防ダニ加工
C T H (第五〇・〇五項の材料からの変更を除く。)	C T H (第五〇・〇六項の材料からの変更を除く。)	C C		

第五一類

		五〇・〇七
		C T H (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)、 C T H (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、第五〇・〇七項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合 に限る。) 又は C T H (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、製織されるに先立つて、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又は なせんされる場合に限る。)
五一・〇六一五一・一〇	C C	五一・〇一一五一・〇五
五一・一一五一・一三	C T H (第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。) C T H (第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項の材料からの変更を除く。)、 C T H (第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸 染され、又はなせんされる場合に限る。) 又は C T H (第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、製織されるに先立つて、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又は なせんされる場合に限る。)	五一・〇一一五一・一〇

第五二類

			第五三類
	五二・〇一―五二・〇三	C C	
	五二・〇四―五二・〇七	C T H (第五二・〇三項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更を除く。)	
	五二・〇八―五二・一二	C T H (第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)、C T H (第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。)又は C T H (第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、製織されるに先立つて、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又は なせんされる場合に限る。)	
五三・〇一―五三・〇五	C C		
五三・〇六―五三・〇八	C T H (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)		
五三・〇九―五三・一二	C T H (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)、 C T H (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合に は、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。)又は		

C T H (第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合は、製織されるに先立つて、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。)

第五四類

五四・〇一―五四・〇六

五四・〇七―五四・〇八

C C

C T H (第五四・〇一項から第五四・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)、
C T H (第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、第五四・〇七項又は第五四・〇八項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。) 又は
C T H (第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、製織されるに先立つて、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。)

第五五類

五五・〇一―五五・〇七

五五・〇八―五五・一一

五五・一二―五五・一六

C C (第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)

C T H (第五五・〇六項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。)

C T H (第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)、

CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合は、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は
CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合は、製織されるに先立つて、当該非原産材料がいづれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）

第五六類

五六・〇一一五六・〇三

CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）

五六・〇四一五六・〇九

CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五七類

五七・〇一一五七・〇五

CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五

五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の
材料からの変更を除く。)

第五八類

五八・〇一—五八・一一

CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五九類

五九・〇一

CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五九・〇二

CTH（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）

五九・〇三—五九・〇九

CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八

第六〇・一 一六〇・〇六	第六〇類	五九・一〇	五九・一一	五九・一一
○項までの各項、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）、 C T H (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせん	C C (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。)、 C T H (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせん	C C (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。) C T H (第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。)		

される場合に限る。) 又は

CTH (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・〇一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、製織されるに先立つて、当該非原産材料がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。)

第六一類

注釈1 この類の產品が原產品であるか否かを決定するに当たり、これらの產品について適用される規則は、これらの產品の關稅分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの產品に係る規則に定める關稅分類の変更の要件を満たさなければならない。

注釈2 この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならぬ。

- (a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するためには、その他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

六一・〇一一六一・一七

CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。）

第六二類

注釈1 この類の产品が原产品であるか否かを決定するに当たり、これらの产品について適用される規則は、これらの产品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの产品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

注釈2 この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製

織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

六二・〇一・一六二・一二	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織される場合に限る。）
六二・一三	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。）

六二・一三一六二・一七

CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八

項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一项までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織される場合に限る。)

第六三類

注釈 この類の產品が原產品であるか否かを決定するに当たり、これらの產品について適用される規則は、これらの產品の關稅分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの產品に係る規則に定める關稅分類の変更の要件を満たさなければならない。

六三・〇一一六三・一〇
CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一二項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類から第六二類までの各類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該產品がいづれかの締約国において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。)

第六四類

六四・○一—六四・○五

六四・○六

C T H (第六四・○六項の材料からの変更を除く。)

第六五類

六五・○一—六五・○二

六五・○四

六五・○五

六五・○六—六五・○七

C C

C T H (第六五・○五項の材料からの変更を除く。)

C T H (第六五・○四項の材料からの変更を除く。)

C T H

第六六類

六六・○一—六六・○二

六六・○三

C T H 又は Q V C 四〇

第六七類

六七・○一一六七・○四

C T H 又は Q V C 四〇

第一三部

第六八類

六八・○一一六八・一五

C T H 又は Q V C 四〇

第六九類

六九・○一一六九・○六

C C 又は Q V C 四〇

六九・○七

2 1
C C 又は Q V C 四〇 (うわぐすりを施したもの) を除く。
C T H (ただし、第六九・○七項の非原産材料 (うわぐすりを施したもの) を除く。
Q V C 四〇 (うわぐすりを施したもの) に限る。)

六九・〇九一六九・一四

C C又はQ V C四〇

第七〇類

七〇・〇一				C C
七〇・〇二一七〇・一七				C T H又はQ V C四〇
七〇一八・一〇			C T H	
七〇一八・二〇			C T H	
七〇一八・九〇			C T H又はQ V C四〇	
七〇・一九一七〇・一〇	C T H 又はQ V C四〇	C T H		

第一四部

第七一類

注釈 この類の適用上、輸送のためにのみ一時的に糸を通した天然又は養殖の真珠であつてその他の加工

をしてないものは、第七一〇一・二一号の加工してない天然又は養殖の真珠とみなす。

七一〇一・一〇一七一〇一・一二	C C
七一〇一・一九	C T S H又はQ V C四〇
七一〇一・三一	C C
七一〇一・三九	C T S H又はQ V C四〇
七一〇三・一〇	C C
七一〇三・九一一七一〇四・一〇	C T S H又はQ V C四〇
七一〇四・一〇	C T H又はQ V C四〇
七一〇四・九〇	C T S H又はQ V C四〇
七一・〇五	C T H又はQ V C四〇
七一・〇六	C T S H又はQ V C四〇
七一・〇七	C T H又はQ V C四〇
七一・〇八	C T S H又はQ V C四〇

第一五部

七一・〇九	C T H又はQ V C四〇						
七一・一〇	C T S H又はQ V C四〇						
七一・一一	C T H又はQ V C四〇						
七一・一二							
七一・一三							
七一・一四							
七一・一五							
七一・一六							
七一・一七							
七一・一八							
C T H	C T H（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）	C T H（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）	C T H（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）	C T H（第七一・一四項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）	W O		

第七二類

注釈 この類の適用上、產品については、その形状又は寸法を変更するための切断（剪断及びスリット^{せん}テイングを含む。）のみによつて、關稅分類の変更の要件を満たすものとしてはならない。

七二・〇一	C C又はQ V C四〇
七二・〇二	C T H又はQ V C四〇
七二・〇三	C C又はQ V C四〇
七二・〇四	W O
七二〇五・一〇	C T H又はQ V C四〇
七二〇五・一一一七二一〇五・二九	C T S H又はQ V C四〇
七二〇六・一〇一七二二〇・六九	C T H又はQ V C四〇
七二一〇・七〇一七二二〇・九〇	C T S H又はQ V C四〇
七二一一・一三一七二二一・一九	C T H又はQ V C四〇
七二一一・一三一七二二一・九〇	C T S H又はQ V C四〇

七二一一・一〇一七一二一・三〇	C T H又はQ V C四〇
七二一一・四〇	C T S H又はQ V C四〇
七二一一・五〇	C T H又はQ V C四〇
七二一一・六〇	C T S H又はQ V C四〇
七二一三・一〇一七一二九・二四	C T H又はQ V C四〇
七二一九・三一一七一二九・九〇	C T S H又はQ V C四〇
七二三〇・一一七一二〇・一二	C T H又はQ V C四〇
七二三〇・一〇一七一二〇・九〇	C T S H又はQ V C四〇
七二三一・〇〇一七一二三一・一九	C T H又はQ V C四〇
七二二一・一〇	C T S H又はQ V C四〇
七二二二・三〇一七一二四・一〇	C T H又はQ V C四〇
七二三四・九〇	C T S H又はQ V C四〇
七二三五・一一一七一二五・四〇	C T H又はQ V C四〇
七二三五・五〇一七一二五・九九	C T S H又はQ V C四〇

¹ C T H又はQ V C四〇（その他の合金鋼のフラットロール製品のうち高速度鋼から製

2 造したものに限る。)
C T S H又はQ V C四○ (その他のもの)

七二三二六・一一一七二三二六・九一	C T H又はQ V C四○
七二三二六・九二一七二三二六・九九	C T S H又はQ V C四○
七二三二七・一〇一七二三二八・三〇	C T H又はQ V C四○
七二三二八・四〇一七二三二八・六〇	C T S H又はQ V C四○
七二三二八・七〇一七二三二九・九〇	C T H又はQ V C四○

第七三類

注釈 この類の適用上、產品については、その形状又は寸法を変更するための切断（剪断せんせん及びスリットディングを含む。）のみによつて、關稅分類の変更の要件を満たすものとしてはならない。

七三・〇一一七三一・一一〇	C C又はQ V C四○
七三二一・一一一七三三二一・八九	C T S H又はQ V C四○
七三二一・九〇一七三三三一・一〇	C C又はQ V C四○

第七四類

七三二三・九一一七三三三・九九	C T H又はQ V C四〇
七三二四・一〇一七三三一四・二九	C T S H又はQ V C四〇
七三二四・九〇	C C又はQ V C四〇
七三二五・一〇	C T H又はQ V C四〇
七三二五・一〇	C C又はQ V C四〇
七三二五・九一	C C又はQ V C四〇
七三二五・九九	C T H又はQ V C四〇
七三二六・一一	C C又はQ V C四〇
七三二六・一九一七三三二六・九〇	C T H又はQ V C四〇
七四・〇一	C C又はQ V C四〇
七四・〇四	C T H又はQ V C四〇
七四・〇四	W O
七四・〇五—七四・一九	C T H又はQ V C四〇

第七五類

七六〇一・一〇	C C	第七六類	七五〇一・一〇 七五〇一・二〇 七五〇一・一〇 七五〇一・一〇 七五〇一・一〇 七五〇一・三〇 七五〇四・〇〇一七五〇五・一二 七五〇五・一一一七五〇五・二三 七五・〇六一七五・〇八	W O C T S H 又は Q V C 四〇 C T S H 又は Q V C 四〇 C C 又は Q V C 四〇 C T H 又は Q V C 四〇 C C 又は Q V C 四〇 C T H 又は Q V C 四〇
---------	-----	------	---	---

七六〇一・一二	七六・○二	七六・○三	七六〇一・一〇
C T H 又はQ V C四〇	C T H	W O	C T S H

七八〇一・一〇	七八〇一・九一	七八〇一・九一	七八〇一・一〇
C T S H	W O	C C	C T S H

第七九類

七九〇一・一二	七九〇一・一二
C C	C T S H

第八○類

七九〇一・二〇	七九・〇二	七九・〇三一七九・〇七
---------	-------	-------------

C T H	W O	C T S H
-------	-----	---------

第八一類

八〇〇一・一〇	八〇〇一・一〇	八〇〇一・一〇
八〇・〇三一八〇・〇七	八〇・〇二	八〇〇一・一〇

C T H	W O	C T S H
-------	-----	---------

八一〇一・九四	八一〇一・一〇
---------	---------

C C	C T S H
-----	---------

八一〇一・九七	八一〇一・九九	八一〇二・一〇	八一〇二・一〇	八一〇二・九四	八一〇二・九四	八一〇二・九七	八一〇二・九九	八一〇三・二〇	八一〇三・二〇	八一〇三・三〇	八一〇四・一一一八一〇四・一九
C C	C T S H	W O	C C	C T S H	W O	C T S H	C C	C T S H	W O	C C	C T S H

八一〇九・九〇	八一〇九・三〇	八一〇九・二〇	八一〇八・九〇	八一〇八・三〇	八一〇八・二〇	八一〇七・九〇	八一〇七・三〇	八一〇六・〇〇一八一〇七・二〇	八一〇五・九〇	八一〇五・三〇	八一〇五・二〇	八一〇四・三〇一八一〇四・九〇	八一〇四・一〇
C T S H	W O	C C	C T S H	W O	C C	C T S H	W O	C C	C T S H	W O	C C	C T S H	W O

八一二・九二一八一二・九九	八一二・五九	八一二・五一	八一二・五一	八一二・二九	八一二・二三	八一二・二二	八一二・一九	八一二・一三	八一一・〇〇一八一二・一二	八一一〇・九〇	八一一〇・一〇	八一一〇・一〇
2 1 C W O C C (其他的もの)	C T S H	W O	C C	C T S H	W O	C C	C T S H	W O	C C	C T S H	W O	C C

八一・一三

C T H

第八二類

八二・〇一・一八二・一五

C C又はQ V C四〇

第八三類

八三〇一・一〇一八三〇一・五〇

C T S H又はQ V C四〇
C T H又はQ V C四〇

八三〇一・六〇

C T S H又はQ V C四〇
C T H又はQ V C四〇

八三〇一・七〇

C T S H又はQ V C四〇
C T H又はQ V C四〇

八三・〇一・一八三・〇四

C T S H又はQ V C四〇
C T H又はQ V C四〇

八三〇五・一〇一八三〇五・二〇

C T S H又はQ V C四〇
C T H又はQ V C四〇

八三〇五・九〇一八三〇六・一〇

C T S H又はQ V C四〇
C T H又はQ V C四〇

八三〇六・一一

C T S H又はQ V C四〇
C T H又はQ V C四〇

第一六部

第八四類

八三〇六・二九一八三〇七・九〇	C T H又はQ V C四〇
八三〇八・一〇一八三〇八・二〇	C T S H又はQ V C四〇
八三〇八・九〇一八三二〇・〇〇	C T H又はQ V C四〇
八三・一一	C T S H又はQ V C四〇
八四〇一・一〇一八四〇一・三〇	C T S H又はQ V C四〇
八四〇一・四〇	C T H又はQ V C四〇
八四〇一・一一一八四〇一・一〇	C T S H又はQ V C四〇
八四〇二・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四〇三・一〇	C T S H又はQ V C四〇
八四〇三・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四〇四・一〇一八四〇四・二〇	C T S H又はQ V C四〇

八四〇四・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
八四〇五・九〇	C T S H 又は Q V C 四〇
八四〇六・一〇一八四〇六・八二	C T S H 又は Q V C 四〇
八四〇六・九〇一八四〇九・九九	C T H 又は Q V C 四〇
八四一〇・一一一八四一〇・一三	C T S H 又は Q V C 四〇
八四一〇・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
八四一一・一一一八四一一・八二	C T S H 又は Q V C 四〇
八四一一・九一一八四一一・九九	C T H 又は Q V C 四〇
八四一二・一〇一八四一二・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
八四一二・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
八四一三・一一一八四一三・八二	C T S H 又は Q V C 四〇
八四一三・九一一八四一三・九二	C T H 又は Q V C 四〇

八四一四・一〇一八四一四・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四一四・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四一五・一〇一八四一五・八三	C T S H又はQ V C四〇
八四一五・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四一六・一〇一八四一六・三〇	C T S H又はQ V C四〇
八四一六・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四一七・一〇一八四一七・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四一七・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四一八・一〇一八四一八・六九	C T S H又はQ V C四〇
八四一八・九一一八四一八・九九	C T H又はQ V C四〇
八四二〇・九一一八四二〇・九九	C T S H又はQ V C四〇
八四二〇・一〇	C T H又はQ V C四〇
八四一九・九〇	C T S H又はQ V C四〇
八四一九・一一一八四一九・八九	C T H又はQ V C四〇
八四二〇・九一一八四二〇・九九	C T S H又はQ V C四〇

八四二一・一一一八四二二・三九	C T S H又はQ V C四〇
八四二一・九一一八四二二・九九	C T S H又はQ V C四〇
八四二三・一一一八四二三・四〇	C T S H又はQ V C四〇
八四二三・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四二三・一〇一八四二三・八九	C T S H又はQ V C四〇
八四二三・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四二三・一〇一八四二三・八九	C T S H又はQ V C四〇
八四二三・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四二四・一〇一八四二四・八九	C T S H又はQ V C四〇
八四二四・九〇一八四三一・四九	C T H又はQ V C四〇
八四三一・一〇一八四三一・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四三一・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四三三・一一一八四三三・六〇	C T S H又はQ V C四〇
八四三三・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四三四・一一一八四三四・二〇	C T S H又はQ V C四〇

八四三四・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四三五・一〇	C T S H又はQ V C四〇
八四三五・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四三六・一〇一八四三六・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四三六・九一一八四三六・九九	C T H又はQ V C四〇
八四三七・一〇一八四三七・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四三七・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四三八・一〇一八四三八・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四三八・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四三九・一〇一八四三九・三〇	C T S H又はQ V C四〇
八四三九・九一一八四三九・九九	C T H又はQ V C四〇
八四四〇・一〇	C T S H又はQ V C四〇
八四四〇・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四四一・一〇一八四四一・八〇	C T S H又はQ V C四〇

八四四一・九〇								C T H又はQ V C四〇
八四四二・三〇								C T S H又はQ V C四〇
八四四二・四〇一八四四二・五〇								C T H又はQ V C四〇
八四四三・一一一八四四三・三九								C T S H又はQ V C四〇
八四四三・九一一八四四七・九〇								C T H又はQ V C四〇
八四四八・一一一八四四八・一九								C T S H又はQ V C四〇
八四四八・二〇一八四四九・〇〇								C T H又はQ V C四〇
八四五〇・一一一八四五〇・二〇								C T S H又はQ V C四〇
八四五〇・九〇								C T H又はQ V C四〇
八四五一・一〇一八四五一・八〇								C T S H又はQ V C四〇
八四五一・九〇								C T H又はQ V C四〇
八四五二・一〇一八四五二・三〇								C T S H又はQ V C四〇
八四五二・九〇	C T H又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C T H又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C T H又はQ V C四〇	C T S H又はQ V C四〇	C T H又はQ V C四〇	C T H又はQ V C四〇

八四五三・一〇一八四五三・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四五三・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四五四・一〇一八四五四・三〇	C T S H又はQ V C四〇
八四五四・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四五五・一〇一八四五五・三〇	C T S H又はQ V C四〇
八四五五・九〇一八四六六・九四	C T H又はQ V C四〇
八五六七・一一八四六七・八九	C T S H又はQ V C四〇
八五六七・九一一八四六七・九九	C T H又はQ V C四〇
八四六八・一〇一八四六八・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四六八・九一一八四六八・八〇	C T H又はQ V C四〇
八四六八・九〇一八四七三・二九	C T S H又はQ V C四〇
八四七三・三〇	C T H (第八五・四二一項の材料からの変更を除く。) 又は Q V C四〇
八四七三・四〇一八四七三・五〇	C T H又はQ V C四〇
八四七四・一〇一八四七四・八〇	C T S H又はQ V C四〇

八四七四・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四七五・一〇一八四七五・二九	C T S H又はQ V C四〇
八四七五・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四七六・二一一八四七六・八九	C T S H又はQ V C四〇
八四七六・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四七七・一〇一八四七七・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四七七・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四七八・一〇	C T S H又はQ V C四〇
八四七八・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四七九・一〇一八四七九・八九	C T S H又はQ V C四〇
八四七九・九〇一八四八〇・七九	C T H又はQ V C四〇
八四八一・一〇一八四八一・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八四八一・九〇	C T H又はQ V C四〇
八四八二・一〇一八四八二・八〇	C T S H又はQ V C四〇

第八五類

八四八二・九一・一八四八二・九九	C T H 又是 Q V C 四〇
八四八三・一〇・一八四八三・六〇	C T S H 又是 Q V C 四〇
八四八三・九〇	C T H 又是 Q V C 四〇
八四・八四	C C 又是 Q V C 四〇
八四八六・一〇・一八四八六・四〇	C T S H 又是 Q V C 四〇
八四八六・九〇・一八四八七・九〇	C T H 又是 Q V C 四〇
八五・〇一・一八五・〇三	C T H 又是 Q V C 四〇
八五〇四・一〇・一八五〇四・五〇	C T S H 又是 Q V C 四〇
八五〇四・九〇	C T H 又是 Q V C 四〇
八五〇五・一一・一八五〇五・二〇	C T S H 又是 Q V C 四〇
八五〇五・九〇	C T H 又是 Q V C 四〇

八五〇六・一〇一八五〇六・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八五〇六・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五〇七・一〇一八五〇七・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八五〇七・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五〇八・一一一八五〇八・六〇	C T S H又はQ V C四〇
八五〇八・七〇	C T H又はQ V C四〇
八五〇九・四〇一八五〇九・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八五〇九・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五一〇・一〇一八五一〇・三〇	C T S H又はQ V C四〇
八五一〇・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五一・一〇一八五一・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八五一・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五二・一〇一八五二・四〇	C T S H又はQ V C四〇
八五二・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五一二・九〇	C T S H又はQ V C四〇

八五二三・五一 一八五二三・五九	八五一八・九〇 一八五二三・四九	八五一八・一〇 一一八五二三・五〇	八五一七・七〇	八五一七・一一 一八五一七・六九	八五一六・九〇	八五一五・九〇	八五一四・九〇	八五一三・九〇
C T H Q V C 四〇	C T H 又は Q V C 四〇	C T S H 又は Q V C 四〇	C T H 又は Q V C 四〇	C T H 又は Q V C 四〇	C T S H 又は Q V C 四〇	C T H 又は Q V C 四〇	C T S H 又は Q V C 四〇	C T S H 又は Q V C 四〇

八五一三・八〇一八五二九・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五三〇・一〇一八五三〇・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八五三〇・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五三一・一〇一八五三一・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八五三一・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五三一・一〇一八五三一・三〇	C T S H又はQ V C四〇
八五三二・九〇	C T H又はQ V C四〇
八五三三・一〇一八五三三・三〇	C T S H又はQ V C四〇
八五三三・九〇一八五三八・四〇	C T H又はQ V C四〇
八五三三・九〇一八五三九・五〇	C T S H又はQ V C四〇
八五四〇・九一一八五四〇・八九	C T H又はQ V C四〇
八五四〇・九一一八五四〇・九九	C T S H又はQ V C四〇

第八七類

八六・〇一一八六・〇九

C T H又はQ V C四〇

第八六類

C T H又はQ V C四〇

第一七部

八五四八・九〇

W O

八五四八・一〇

八五四三・九〇一八五四七・九〇

C T H又はQ V C四〇

八五四三・一〇一八五四三・七〇

C T S H又はQ V C四〇

八五四二・九〇

C T H又はQ V C四〇

八五四二・三一一八五四二・三九

C T S H又はQ V C四〇

八五四一・九〇

C T H又はQ V C四〇

八五四一・一〇一八五四一・六〇

C T S H又はQ V C四〇

注釈 第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の適用上、これらの項の产品的な生産者は、その裁量により、当該產品の輸入締約国の原產品を当該產品を生産するための材料として当該產品の輸出締約国において使用することができるものとし、当該原產品は、当該產品の原產地資格割合を算定するに当たり、当該產品の輸出締約国の原產材料とみなすことができる。

八七・〇一	C T H又はQ V C四〇
八七・〇二一八七・〇四	Q V C四〇
八七・〇五一八七・〇八	C T H又はQ V C四〇
八七〇九・一一八七〇九・一九	C T S H又はQ V C四〇
八七〇九・九〇一八七一五・〇〇	C T H又はQ V C四〇
八七一六・一〇一八七一六・八〇	C T S H又はQ V C四〇
八七一六・九〇	C T H又はQ V C四〇

第八八類

八八・〇一ー八八・〇五

C T H又はQ V C四〇

第八九類

八九・〇一ー八九・〇八

C C又はQ V C四〇

第一八部

第九〇類

九〇・〇一

C C又はQ V C四〇

九〇・〇二

C T H又はQ V C四〇

九〇〇三・一一九〇〇三・一九

C T S H又はQ V C四〇

九〇〇三・九〇ー九〇〇四・九〇

C T S H又はQ V C四〇

九〇〇五・一〇ー九〇〇五・八〇

C T S H又はQ V C四〇

九〇〇五・九〇

C T H又はQ V C四〇

九〇〇六・三〇ー九〇〇六・六九

C T S H又はQ V C四〇

九〇〇六・九一―九〇〇六・九九	C T H又はQ V C四〇
九〇〇七・一〇―九〇〇七・二〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇〇七・九一―九〇〇七・九二	C T S H又はQ V C四〇
九〇〇八・五〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇〇八・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇一〇・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇一一・一〇―九〇一一・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇一一・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇一二・一〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇一二・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇一三・一〇―九〇一三・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇一三・九〇	C T H又はQ V C四〇

九〇一四・一〇一九〇一四・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇一四・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇一五・一〇一九〇一五・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇一五・九〇一九〇一六・〇〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇一七・一〇一九〇一七・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇一七・九〇一九〇一二・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇二三・一二一九〇二三・三〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇二三・九〇一九〇二三・〇〇	C T H又はQ V C四〇
九〇二四・一二一九〇二四・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇二四・一〇一九〇二四・八〇	C T H又はQ V C四〇
九〇二五・一〇一九〇二五・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇二五・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇二六・一〇一九〇二六・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇二六・九〇	C T H又はQ V C四〇

九〇二七・一〇一九〇二七・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇二七・九〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇二八・一〇一九〇二八・三〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇二八・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇二九・一〇一九〇二九・二〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇二九・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇二九・一〇一九〇二九・八九	C T S H又はQ V C四〇
九〇二〇・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇二一・一〇一九〇三一・八〇	C T S H又はQ V C四〇
九〇二一・九〇	C T H又はQ V C四〇
九〇二二・一〇一九〇三二・八九	C T S H又はQ V C四〇
九〇二二・九〇一九〇三三・〇〇	C T H又はQ V C四〇

第九一類

九一・〇一―九一・一〇	C T H 又は Q V C 四〇
九一―一・一〇―九一―一・八〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九一―一・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
九一―二・二〇	C T S H 又は Q V C 四〇
九一―二・九〇	C T H 又は Q V C 四〇
九一・一三	C T H
九一・一四	C T H 又は Q V C 四〇

第九二類

第一九部

第九三類

九三・○一・九三・○七

C T H 又は Q V C 四〇

第二〇部

第九四類

九四〇一・一〇一九四〇一・八〇

C T S H 又は Q V C 四〇

九四〇一・九〇

C T H

九四・〇二

C C 又は Q V C 四〇

九四〇三・一〇一九四〇三・八九

C T S H 又は Q V C 四〇

九四〇三・九〇一九四〇四・一〇

C C 又は Q V C 四〇

九四〇四・二一・九四〇四・二九

C C

九四〇四・三〇

C C 又は Q V C 四〇

九四〇四・九〇

¹ C C (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、

第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の

材料からの変更を除く。) (布団及び羽根布団に限る。)

2 C T H (その他のもの)

九四〇五・一〇一九四〇五・六〇

C T S H 又は Q V C 四〇

九四〇五・九一一九四〇五・九九

C T H 又は Q V C 四〇

九四・〇六

C C 又は Q V C 四〇

第九五類

九五・〇三一九五・〇八

C T H 又は Q V C 四〇

第九六類

九六・〇一

C C

九六・〇二一九六・〇四

C C 又は Q V C 四〇

九六・〇五

C T H

九六・〇六

C C 又は Q V C 四〇

第二二部
第九七類

九七・〇一一九七・〇六	C T H又はQ V C四〇				
九六〇八・一〇一九六〇八・四〇	C T S H又はQ V C四〇				
九六〇八・五〇	C T S H又はQ V C四〇				
九六〇八・一〇一九六〇八・二〇	C T S H又はQ V C四〇				
九六〇八・六〇一九六一二・二〇	C T H又はQ V C四〇				
九六一三・一〇一九六一三・八〇	C T S H又はQ V C四〇				
九六一三・九〇一九六二〇・〇〇	C T H又はQ V C四〇				